

平成17年2月23日(水)

企業会計審議会

第1回内部統制部会会議録

於 金融庁共用第一特別会議室
(中央合同庁舎第四号館11階)

金融庁総務企画局企業開示参事官室

午後 4時03分 開会

○八田部会長 それでは、定刻になりましたので、これより第1回内部統制部会を開催いたします。皆様には、ご多忙のところご参集いただきましてありがとうございます。

さて、ご承知のとおり1月28日に開催されました当審議会総会におきまして内部統制部会が設置されました。その折、部会長として指名されました八田でございます。今後、円滑な部会の運営に努めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、まず、皆様にお諮りしたいと思いますが、本日の部会は企業会計審議会の議事規則にのっとり公開することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。ご了解をいただきましたので、そのように取り扱わせていただきます。

当部会の所属委員につきましては、お手元に名簿をお配りしておりますが、本日は部会の第1回目ということですので、ご出席の方々をご紹介させていただきたいと思っております。

お名前を申し上げますので、軽く立っていただけたらと思っております。

まず、委員の方々からご紹介します。

荒谷裕子委員です。

○荒谷委員 荒谷でございます。よろしくお願いいたします。

○八田部会長 岩原紳作委員です。

○岩原委員 岩原でございます。よろしくお願いいたします。

○八田部会長 小林麻理委員です。

○小林委員 小林でございます。よろしくお願いいたします。

○八田部会長 柴田拓美委員です。

○柴田委員 柴田でございます。よろしくお願いいたします。

○八田部会長 関哲夫委員です。

○関委員 関でございます。よろしくお願いいたします。

○八田部会長 銭高一善委員です。

○銭高委員 銭高でございます。よろしくお願いいたします。

○八田部会長 長友英資委員です。

○長友委員 長友でございます。よろしくお願いいたします。

○八田部会長 八木良樹委員です。

○八木（良）委員 八木でございます。よろしくお願いいたします。

○八田部会長 山浦久司委員です。

○山浦委員 山浦でございます。よろしくお願いいたします。

○八田部会長 なお、竹内委員が本日は欠席されています。

次に、本年2月17日付で就任された臨時委員の方々をご紹介します。

安藤英義委員です。

○安藤臨時委員 安藤でございます。よろしくお願いいたします。

○八田部会長 鈴木輝夫委員です。

○鈴木臨時委員 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○八田部会長 高田敏文委員です。

○高田臨時委員 高田でございます。よろしくお願いいたします。

○八田部会長 手塚仙夫委員です。

○手塚臨時委員 手塚でございます。よろしくお願いいたします。

○八田部会長 橋本尚委員です。

○橋本臨時委員 橋本でございます。よろしくお願いいたします。

○八田部会長 堀江正之委員です。

○堀江臨時委員 堀江でございます。よろしくお願いいたします。

○八田部会長 なお、中村臨時委員が本日は欠席されています。

また、同じく3名の方が専門委員に就任されています。

大崎貞和委員です。

○大崎専門委員 大崎でございます。よろしくお願いいたします。

○八田部会長 町田祥弘委員です。

○町田専門委員 町田でございます。よろしくお願いいたします。

○八田部会長 持永勇一委員です。

○持永専門委員 持永でございます。よろしくお願いいたします。

○八田部会長 それでは、これより議事に入ります。

まず、1月28日に開催された企業会計審議会の総会で決定されました当部会の審議事項につきまして、事務局からご説明いただきたいと思います。

お願いします。

○多賀谷調整官 それでは、お手元の資料1に従いましてご説明させていただきます。委員の皆様には総会の折と若干繰り返しになるところがありますが、手短にご説明をさせてい

ただきたいと思います。

まず、資料を1枚めくっていただきますと、1月28日付で企業会計審議会の総会が開催された後の公表文を挙げております。

資料の右下に通しのページが打ってございますので、通しのページで2ページ目に、企業会計審議会の総会で決定されました「今後の運営について」という紙をつけてございます。「以下の審議事項を取り上げる」ということで、その(3)でございますが、内部統制部会におきまして、「財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準について策定を行う」としております。

このほかに、企画調整部会、監査部会においておのおの審議事項が決定されております。

審議会の部会の構成につきましては、3ページに図をつけてございますのでご覧いただきたいと思います。また、4ページには、そのときの審議会の委員の名簿がついてございます。

この、内部統制の有効性に関する審議事項につきまして、決定された背景でございますが、資料の5ページに、平成16年11月16日に金融庁から出したペーパーがございます。「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について」でございます。昨年10月中旬以降ですが、証券取引法上のディスクロージャーをめぐる、不適切な事例が相次いで判明しているということでございまして、その対応につき、下の3というところがございますが、「金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループにおける検討の中で、以下の事項について検討を要請する。」ということで、ここでひとつ財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価と公認会計士等による監査のあり方についてご検討いただくということをお願いするところでございます。

6ページ目及び7ページ目は、その際に米国と日本の制度を抜粋したものでございます。ご承知のように、6ページのSarbanes-Oxley Actというのは、米国企業改革法と言われておりますが、その404条におきまして、財務報告のための適切な内部統制の構築維持の責任が経営者にあるということを明らかにしまして、経営者が内部統制の有効性の評価結果を記載した報告書を年次報告書に入れるということを決めております。

3つ目の○でございますが、その年次報告書につきました内部統制報告書について、さらに会計監査人、公認会計士が監査をする。そういう仕組みがとられております。

1枚めくっていただきまして、7ページ。我が国ではこのようなアメリカの制度も踏まえて、現在では、企業内容等の開示に関する内閣府令という中で、任意の制度としてこの第17条第1号のへとございますが、有価証券報告書の内容につきまして、代表者が記載事項が適性

であると確認して、その旨を記載した書面を添付するということができることとされております。その書面には、記載事項は、その下のガイドラインにございますように、幾つかございますが、その中で財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した旨、その内容。この書類を添付する場合にもこういうことを記載していただくということとなっております。

それから、1枚めくっていただきまして、16年12月24日、これは金融審議会第一部会の報告でございます。先ほど、11月16日に金融審議会ディスクロージャー・ワーキング・グループにお願いをしましたことについてのご報告でございます。岩原委員が座長としてご報告をいただいたわけでございます。

このご報告は省略させていただきますが、これを受けまして、10ページでございますが、本日付で金融庁から「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）」というものが出ております。この中で、開示制度の整備ということで、本日取りまとめられた金融審議会第一部会報告を踏まえ、以下の対応を行うということとしております。

その（1）といたしまして、「財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査」ということを、こう表題を立てまして、現在、任意の制度として導入されている経営者による確認書の制度の活用を促すとともに、経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の明確化を企業会計審議会に要請し、当該基準に示された実務の有効性等を踏まえ、評価及び検証の義務化について検討することになっております。

すなわち、これを義務化するかどうかに当たっては、企業会計審議会ですまずその評価、財務報告等に係る内部統制の評価、経営者が評価する基準と、それを公認会計士等が検証する基準、この具体的内容を作成していただきたい。これを受けまして、制度としてどのような形でこの評価及び検証を義務化するかということについて、引き続き金融審議会でも検討されるということになっております。

このような背景で当審議会の審議事項とされたものでございます。

この内部統制に関しまして、幾つか関連しております資料と一緒に綴じております。12ページでございますが、「会社法の現代化に関する要綱案（抄）」というのを抜粋しております。これは、昨年12月に法制審議会の審議を経て公表されたものでございます。

この中で、右下のページで申しますと14ページでございますが、会社の機関、取締役等の中で、（5）といたしまして、「内部統制システムの構築に関する決定・開示」という項目がございます。内部統制システムの構築の基本方針については、取締役会が設置された株式会社にお

いては、取締役会の専決事項とする。当該決議の概要を営業報告書の記載事項とするという方針が出されております。

また、②といたしまして、大会社については、内部統制システムの構築の基本方針の決定を義務づけるものとする。委員会設置会社については同様の事柄を法務省令で定めるということとされております。

今後、商法においても内部統制の構築並びにその責任の所在というのが明確化されるという方向ということかと存じます。

それから、これはちょっと確認的な問題ですが、17ページでございますが、監査役の権限で、これは当然のことながら監査役は原則として業務監査権限及び会計監査権限を有するということとなっております。当然、大会社については会計監査は、公認会計士が行うというのが、さらに上乘せされているところでございます。

それから、19ページ、併せて若干の説明をいたしますが、今度は会計監査人の方の責任でございますが、②として、株主代表訴訟の対象に会計監査人が含まれるということになるということ。それから、(5)としまして、会計監査人が不適法意見を述べる場合の措置としまして、この場合は決算公告においてその旨を明示するということを義務づけるということとなっております。また、会計監査人につきましては、登記事項とするということになっております。会計監査人の責任とその責任の所在が明確にされるということでございます。

それから、最後の20ページでございますが、これは後ほど町田委員からのご説明にも含まれるかもしれませんが、平成14年1月25日に当審議会におきまして監査基準が全面的に改訂をされました。その前文の中で内部統制の概念について基本的な考え方を示しているところをつけてございます。5、内部統制の概念についてというところでございますが、右側ですと中ほど、3段落目、内部統制は(1)経営者の経営理念や基本的経営方針、取締役会や監査役の有する機能、社風や慣行などからなる統制環境。この「統制環境」というのが(1)でございます。

(2)が、企業目的に影響を与えるすべての経営リスクを認識し、その性質を分類し、発生の頻度や影響を評価するリスク評価機能。この「リスク評価の機能」が2番目でございます。

(3)としまして、権限や職責の付与及び職務の分掌を含む諸種の統制活動。この「統制活動」が3つ目でございます。(4)としまして、必要な情報が関係する組織や責任者に適宜、適切に伝えられることを確保する「情報・伝達の機能」。そして、最後に(5)としまして、これらの機能の状況は常時監視され、評価され、是正されることを可能とする「監視活動」という5つの要素から構成され、これらの諸要素が経営管理の仕組みに組み込まれて一体となっ

て機能することで上記の目的、内部統制の目的が達成されるという概念といいますか、考え方を一応前文で示しております。

一応こういうような考え方があるという前提で監査手続を行うということで、基準という形にはなっておりませんが、その前提はこういう考え方ではどうだろうかというところまでは、企業会計審議会で監査基準の中で、この部分だけは触れられているということでございます。

以上、資料を簡単にご説明させていただきました。

○八田部会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に関して、ご質問等がございましたらご発言いただきたいと思っております。

高田委員、どうぞ。

○高田臨時委員 金融庁のこの問題に対する対応で、内閣府令のご紹介がありましたけれども、これは今は任意規定ですよ。これを変更して、SOX法のように強制規定に変えるというような見通しもお持ちなのですか。それとも、これはもうそのままということで今の作業を続けるのでしょうか、どうでしょうか。

○池田参事官 先ほど、多賀谷調整官の方が説明させていただきました資料の10ページをもう一度ご覧いただければと思います。金融庁としてのスタンスはここに書いてあるわけなのですが、この3ポツの(1)のところでございますが、まず、考えておりますのは、今は任意の制度でございますので、この任意の制度をとにかく積極的に活用していただく。それを促していくというのが一つ我々やっつけようと思っております。

それから、もう1つ、こうした活用を促していくためにも基準をしっかりとっておかないと、使ってくれ使ってくれと言っても何を確認してどうやったら評価したことになるのだと言われても、我々、なかなか説明がしにくいところがございますので、こういう基準の明確化というのが必要だろうということで当審議会にお願いをする。

それから、もう1つ、今、高田委員からあった、こういった制度を義務化すべきではないかという議論がございます。それで、実は現在既に主要金融機関については、これは金融再生プログラムというような、これはまた金融行政上の視点から、事実上主要金融機関に対してはこういったものが既に導入がされているわけですが、そういったものをさらに広げていく必要はないかという問題意識。これは金融審議会でもいろいろ議論したところでございます。

ただ、その際に、やはり義務化するしないという議論をするにしても、そもそもどういう手続をすることを義務づけるのかというところの命題がはっきりしないと、義務づける義務づけ

ない、あるいは義務づけるとしてどの範囲の企業に義務づけるのかというのは決めようがない
というようなところであったと思います。

したがって、基準をお示しいただいて、その基準に示された実務の有効性、これが同時に
実務を行うためのコストというものも反面あるのだらうと思いますけれども、このコストベ
ネフィットというようなことも総合的に勘案して、義務化をどういう形でやっていくのがよい
のかというのを最終的に金融庁として意思決定をしていきたいというふうに考えております。

したがって、義務化ということも、これは基準ができてはつきりしてくれば、これまでの
議論よりはより建設的な議論がし得るのではないかと期待は持っているところでござい
ます。

○八田部会長 ほかにかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議事次第にもありますが、3番目の、わが国の制度導入に当たっての留意事項と
いうことで、それではこれより、当部会の審議事項について具体的な検討を進めてまいりたい
と思います。

まず、当面の審議の進め方について大まかなイメージを申しますと、本日以降、4回から5
回程度の部会では、国内外での内部統制をめぐる基準等の状況を概観し、これに基づき我が国
で基準設定を行うに当たって留意しておく点についてご審議を頂き、共通の認識を築いていき
たいと考えております。その上で、その後の部会では、こうした認識に基づいて、さらに具体
的に基準の内容についての審議を進めていきたいと考えております。

そこで、本日はまず、昨年末から米国では内部統制の評価及び検証制度が導入されておしま
すので、これらの制度の基礎となっている内部統制の枠組みであるCOSOのレポートについ
て、町田委員にご説明いただきたいと思っております。

また、近年、我が国においても内部統制に関していろいろな形で各機関において取りまとめ
られておりますので、これらについてCOSOレポートとの相違点や、あるいは類似点につい
ても併せてご紹介いただきたいと思っております。

それでは、町田委員、よろしく申し上げます。

○町田専門委員 町田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、資料2に基づきまして、COSOの内部統制フレームワークについてご報告させてい
ただきます。

まず、初めに申し上げておきたいと思っておりますのは、今、議事次第の方にもありますように、

よく「COSOレポート」という形で紹介されておりますけれども、本日はご紹介いたしますのは、COSOの内部統制のフレームワークです。COSOは内部統制のフレームワークだけを出しているわけではありませんので、また、「COSO」というのが内部統制のレポートのことだとお考えの方も一般にはいらっしゃるようですので、その点を含めて、本日のご報告では1としましてCOSOの活動について簡単にご紹介させていただきます。その後、COSOの内部統制フレームワークの内容について、どのような内容を持ち、またどのような影響を及ぼしているのかということについてご説明させていただき、その中で我が国で設定されておりますさまざまな原則や報告書といったものについても触れたいと存じます。

資料は、本紙の他に、別添でA、B、Cがあります。Aにつきましては後ほど触れますけれども、COSOの活動、内部統制フレームワーク公表までの経緯についてご紹介しております。Bにつきましては、日本における内部統制やガバナンスに関する公表物を年代順に挙げております。多少遺漏があるかと存じますけれども、本日、お手元の方に黒表紙の綴じ込みがありまして、配布資料として関連資料がすべて用意されているかと存じますので、現物についてはそちらをご覧くださいと存じます。また、別添Cの方では、そのCOSOの内部統制フレームワークの概要について、ポイントを簡単に整理しております。

では、始めさせていただきます。

まず、1のCOSOの活動についてということをお話ししたいと思っております。最初に恐縮ですが1カ所誤植がございます。1ページ目の冒頭で「Committee on」となっていますが、これは「Committee of」の誤りです。ご修正いただきたいと思います。

さて、COSOというのは、正式名称をトレッドウェイ委員会支援組織委員会（Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission）と申しまして、もともとトレッドウェイ委員会と呼ばれた委員会を支援するための5つの団体の集まりでした。トレッドウェイ委員会といいますのは、1985年の10月に組織された委員会ですけれども、当時の不正な財務報告が頻発する状況を背景として、それに対してどのように対応していったらよいかということを検討するために設置されました。その際、同委員会の活動を財政的に支援するために、不正な財務報告に関連があると考えられる5つの団体が集まって作ったのがCOSOという組織です。

2つ目の項目のところ支援団体が挙げてあります。アメリカ公認会計士協会、アメリカ会計学会、財務担当経営者協会、内部監査人協会、それから当時の全米会計人協会、今で言う管理会計士協会ということで、財務報告に関連あるいは関心がある学会、会計プロフェッション、

それから実務界におけるさまざまな団体がCOSOを組織したということになります。ただし、トレッドウェイ委員会の委員は、いずれもこの5つの団体の出身者ではありません。COSOは、あくまでも資金的な支援とその活動成果の尊重という形での支援を行う委員会であったといえることができます。

トレッドウェイ委員会の委員長のトレッドウェイという方は、SECの元委員長ですが、その方を中心に検討を進め、同委員会は、1987年に最終報告を出しております。

ここで、少しさかのぼりますけれども、4つ目、5つ目のところにアステリスクをつけましたように、アメリカにおきましては、非常に粗い整理ですけれども、大きく分けて2つの時期に会計あるいは監査に関する大きな問題が発生したと考えられます。

1つは1960年代後半から70年代にかけてですが、これは一般企業の経営破綻、特に倒産ですけれども、企業が倒産したときに監査報告書に適正意見がついているということで、監査人は何をしていただいたのだという批判、監査人の責任の議論が高まります。これを第一次の期待ギャップ問題と申しますけれども、世間一般の公共の期待と実際の会計あるいは監査の実務とのギャップが問題となったわけです。それに対して、監査人の責任に関する委員会というものがアメリカ公認会計士協会において設置されます。通称コーエン委員会と申しておりますけれども、財務諸表情報の信頼性を確保するために、監査人がいかに取り組むべきか、という検討が行われ、最終的には、1980年代後半に新SASと言われる新しい監査基準の改定へと繋がってゆきます。

第一次期待ギャップについては、主に会計プロフェッション、公認会計士側で解決を図ることが行われたわけですが、さらに1980年代になりますと、そういう対応を続けている最中にも、アメリカではS&L（貯蓄貸付組合）の経営破綻が大きな問題となってきました。つまり、金融機関が次々倒産していく状況に直面したわけです。この金融機関の場合には、一般企業と違いまして、破綻した金融機関の預金者保護ということで公的資金が使われる事態となったために、単に投資家というくくりではなく、全国的あるいは国民的な問題になるということで、さらに問題点が根深いという特徴があるかと思えます。これを第二次期待ギャップと呼んでおります。

第二次期待ギャップに対しては、先の第一次期待ギャップへの対応によって財務諸表ないし会計情報の信頼性が確保されたのに、会計基準が整えられ監査基準が厳しくなったのに、どうして同様の問題が起きるのかという問題意識から、会計情報の信頼性よりもさらに幅広い観点で、財務報告という枠組みで、企業にいかに信頼性ある財務報告を行わせるか、会計情報の質だけではなくて、どのように信頼性のある財務報告を行わせるか、あるいは経営破綻を未然に

防ぐ形の活動をさせるかということが検討課題となりました。本日、問題になっております内部統制の問題というのは、この議論の流れから出てくる問題であると思います。

トレッドウェイ委員会は、不正な財務報告の問題を検討いたしまして、1987年の最終報告書においてさまざまな勧告を示します。会計プロフェッションに対する勧告、あるいは証券取引委員会（SEC）に対する勧告、そのほかいろいろな勧告を行いますけれども、そのときに活動を終えるに当たって積み残しになった問題がありました。その1つが内部統制の問題です。

内部統制の問題に関しては、不正な財務報告に関するこのトレッドウェイ委員会の最終報告書の中でも多少扱われておりますけれども、内部統制というのはどういうものなのかということに関する概念枠組みや、その内部統制をどのように評価するのかといった、評価基準等については、委員会の活動の範囲を超えているとして、これらについては、トレッドウェイ委員会の支援組織であるCOSOに対して、5つの団体が協力して、この内部統制フレームワークについての理解を共有し、共通のフレームワークを策定すべきだという形の課題を残すわけです。

その残された課題への取組みが、その後のCOSOの活動ということになります。したがって、COSOが組織されたのは1985年の10月ですが、実際にCOSOの活動が本格化するののは、トレッドウェイ委員会が最終報告書を出した後ということになります。

別添Aの2ページ目をご覧ください。1987年にトレッドウェイ委員会による『不正な財務報告』が公表された後、1988年にその『不正な財務報告』の中で行なわれていた勧告事項がどれだけ実施に移されたかということ、このCOSOが調査し、「中間報告書」という形で公表します。そして、それを踏まえて、その後、1992年、94年の2回にわたって『内部統制のフレームワーク』を公表いたします。92年には『要約』、それから『フレームワーク』、『外部関係者への報告』及び『評価ツール』と、4つの文書。そして1994年に『外部関係者への報告』の追補」という文書、の計5分冊からなる報告なのですが、これらをまとめて「COSOの内部統制フレームワーク」、あるいは「COSO内部統制報告書」などと言っております。日本では翻訳書が出ておりますが、翻訳書は「ツール篇」、92年に出た評価ツールの部分が別冊になっておりまして、それ以外の4冊が「理論篇」という形で整理されております。

そのほかにも、96年にはその内部統制フレームワークで扱い切れなかった金融商品に関する、デリバティブの利用に関する内部統制問題が扱われたフレームワークが公表されます。また、1999年には、トレッドウェイ委員会の最終報告から1997年までの11年間にわたるアメリカの公開企業に関する不正な財務報告の分析、つまり、トレッドウェイ委員会の勧告を受けて、その

後不正な財務報告が減ったのかどうか、あるいはどういった不正な財務報告がいまだに存在しているのか、内部統制の整備と不正な財務報告との関連はどの程度あるのかといったことを、SECの資料に基づいて分析した報告書が出ております。そして、2004年、つい昨年のものですけれども、『ERM（全社的リスクマネジメント）のフレームワーク』ということで、内部統制フレームワークをベースに、リスクマネジメントの問題に焦点を当てた新しいフレームワークが公表されております。

以上のように、COSOからは、1988年の「中間報告書」と称されるものを含めると、大きく分けて5つの報告書が公表されているということになります。

本日は、特に国際的に現段階で最も影響を及ぼしております、92年と94年に公表されました「内部統制のフレームワーク」についてご報告させていただくということになります。

では、報告資料の2ページ目をご覧ください。先ほど申し上げましたように、COSOは、内部統制に関する5つの団体、もともとは内部統制ではなくて、不正な財務報告に関係がある団体だったわけですが、この団体から組織されております。したがって、COSOの内部統制フレームワークというのは、内部統制に関して、学者だけでもなく、また会計士だけでもなく、財界あるいは実際の企業の中で内部統制に当たる人々、内部監査人や管理会計士といった方々が、社会的な合意を目指して策定したというフレームワークになります。

そのフレームワークの冒頭には、さまざまな利害関係者のニーズに役立つ共通の定義を設定すること、ならびに、企業及びその他の事業体が内部統制システムを評価する際に、またその改善を図る方法を決定する際に役立つ基準を提供することという目的が掲げられております。したがって、まず、内部統制とはどういうものなのかという共通の概念、プラットフォームを設定するということと、評価基準あるいは改善のためのツールを設定するというのが目的となっているかと思えます。

また、COSOの内部統制フレームワークの特徴としましては、主に5つ挙げられるかと思えます。順に申し上げますと、まず、従来——従来と言いましても1992年、94年当時の従来ですけれども——、監査の世界で、内部統制の評定、つまり監査に先だって試査範囲を決定するための内部統制の評価に利用されていた、主に会計に関する統制だけではなくて、事業活動全般にわたる極めて広範囲の内部統制概念を採用している点があげられます。

2つ目としましては、有効な内部統制の構築に資するという目的から、その策定及び運用に第一義的な責任を負う、経営者の観点に立脚したものとなっております。つまり、監査という立場ではなく、あくまでもその内部統制を構築する側の観点というものが重視されているとい

うことです。

第3点としましては、内部統制は統制目的を達成するためのプロセスである、という点。統制目的というのは後ほどご紹介いたしますが、それを達成するためのプロセスなのだということ。そして、組織に属するすべての人間がその内部統制にかかわるのだという立場をとっております。

4点目としましては、内部統制の有効性は、取締役会及び経営者が統制目的に関する合理的な保証を得られるかどうかによって判断される。これは、多少具体的にご紹介しますと、例えば経営者というものは企業のすべての従業員の行動を把握することはできません。したがって、それに代わって、従業員個々、あるいは個別の末端の組織に至る統制のシステムを用意することで経営者の責任が解除されるということにつながる問題かと思えます。

そして、5番目ですが、昨今問題になっているところと関連いたします、報告の問題です。内部統制に関する経営者の報告書。経営者が自社の内部統制は有効かどうかを評価する報告書。そしてそれに対する監査人の関与。関与といいますのは、この場合、監査人が経営者が行なった言明を妥当と認めるかどうかの検証を行ってその報告をするということです。それらの報告の基礎となる概念枠組みを形成しております。

COSOが公表された段階では、昨今問題になっております内部統制報告の問題は、まだ制度化されておられませんでしたが、内部統制のフレームワークではそうした制度の導入に備えたフレームワークを形成していると考えられます。

また実は、内部統制報告につきましては、アメリカでは金融機関に限ったことですが、1991年に、『1991年連邦預金保険公社改革法』が制定されまして、金融機関に関しては1991年段階から内部統制に関する経営者の報告と監査人による検証の報告書が義務づけられています。これは、先ほど申し上げました第二次期待ギャップと関連があります。当時、S&Lの破綻を受けて預金保険公社の資金でその預金を保護する措置がとられましたが、それ以降、金融機関に対する規制強化という流れの中で、金融機関がもしも破綻状態にあるのであれば早期に開示させる、もしも破綻していない、まだ健全であるというところに関しては、破綻しないように未然に防ぐという立場から、内部統制の健全性に資する内部統制報告を義務づけるという立場の法案が策定されたわけです。

1991年の段階で、すでに金融機関に関しては、内部統制報告が義務づけられましたけれども、その後、アメリカ経済が上向いていったということや、内部報告制度導入にかかるコストの問題などがあって、一般の公開企業に対しては、内部統制報告は義務づけられませんでした。し

かしながら、ご承知のとおり、2002年に制定された企業改革法では、404条において内部統制報告が義務づけられることとなったわけです。2001年末に発覚したエンロン問題以降の一連の改革の流れの中で、それまでもたびたび改革案として上がっていて、COSOの内部統制フレームワークにおいても当然想定され、準備されていたにもかかわらず、そのままになっていた内部統制報告制度が、エンロン事件以後の状況の変化によって、財務報告の基盤の強化という観点からついに導入された、と考えられるのです。

さて、COSOの内部統制フレームワークに関しましては、1992年、94年の段階では、必ずしもすぐに受け入れられた、普及したというわけではありませんでした。しかしながら、1995年にアメリカ公認会計士協会の監査基準の中で、COSOのフレームワークに基づいた内部統制の評価ということが義務づけられたことによりまして、1997年1月からCOSOの内部統制フレームワークというのがアメリカの上場会社における内部統制のほぼ標準的なツールとなったと考えられます。

実は、この1997年という年は非常に大きな意味を持つ年でして、この1997年から、アメリカにおいてCOSOの内部統制フレームワークが企業の内部統制の標準としての地位を得るわけですが、世界各国においてもこのCOSOの内部統制フレームワークが標準化されていきます。と申しますのは、1997年にアジアの経済危機が起こりまして、それ以降、世界的に銀行の内部管理体制に対する国際的な規制と申しますか、国際的な強化の動きが高まり、バーゼル銀行監督委員会が銀行組織における内部管理体制のフレームワークというものを設定いたします。これが1998年です。この内部管理体制のフレームワークがベースとしたのが、COSOの内部統制のフレームワークであったわけです。このフレームワークは、1999年7月に『預金等受入金融機関に係る検査マニュアル』、いわゆる金融検査マニュアルとして、日本にも取り入れられました。日本の金融検査のベースとなっているこのマニュアルについては、バーゼルの銀行監督委員会のフレームワークを受け入れる形での改訂が行われておりますので、間接的にですが、日本においても、COSOの内部統制フレームワークを受け入れるという形になっております。

また、先ほど事務局からご紹介のありました、2002年1月25日に公表されました『監査基準』、そしてその監査基準を受けて改訂されました日本公認会計士協会の監査基準委員会の監査基準委員会報告書『統制リスクの評価』には、COSOの内部統制フレームワークの概念が導入されていて、それに基づく監査というのが日本で行われております。最近、404条の問題などがあって、COSOのことが大きくクローズアップされていますが、既に日本にはさまざまな形で間接的にCOSOのフレームワークが取り入れられてきているということになります。

そこで、別添のBの方をご覧ください。今ご紹介いたしました2002年1月の改訂『監査基準』以降のさまざまな内部統制やコーポレート・ガバナンスに関連する公表物を挙げてあります。ただ、本日配布資料集の方に含まれておりますけれども、1点、補足いたしますと、下から3つ目の東京証券取引所の『上場会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けて』、これは3月11日付のものですけれども、配布資料集の方では、それと併せて3月16日に出版した『コーポレート・ガバナンス原則』の方も所収されております。併せてご覧いただければと思います。

ここに挙げてありますさまざまな企業行動に関する規範とか、あるいは憲章、それからコーポレート・ガバナンスの原則については、明示的にCOSOのフレームワークを利用しているものや、はっきりとわかる形で、例えば監査基準のように「統制環境」とか、「リスク評価」といった用語、構成要素の用語まで使って導入しているものから、全くそういった用語は使っていないけれども、COSOのフレームワークが間接的に導入されている金融検査マニュアルのようなものなど、いろいろですが、いずれにせよ、日本において公表されている公表物においては、さまざまな形でCOSOのフレームワークの影響が入ってきているというふうに考えられます。

また、一番下に企業会計審議会から昨年11月に公表された『財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書』が挙げられておりますけれども、同意見書の審議の過程でも、その後、内部統制の部会が設置されるかどうかはともかくといたしまして、内部統制の基準、あるいはフレームワークということが将来議論になるだろうということで、その議論のベースとなるさまざまな背景ということが、折々に触れて説明されているかと思えます。

本紙に戻りまして、3ページですけれども、昨年9月に、同じCOSOより、最後の5つ目の報告書ですが、『全社的リスクマネジメントのフレームワーク』という公表物が出されました。一部ではこれをもって「新COSO」とか、「新COSOフレームワーク」という紹介のされ方をしているかと思えますが、多少ニュアンスが違うところがありまして、これはあくまでも内部統制フレームワークを基礎として、そのうちリスクマネジメントの部分に焦点を当てて、そのリスクマネジメントの評価の部分をかなり拡充した形でつくられているフレームワークです。したがって、内容としましては、例えばCOSOの内部統制フレームワークを全面的に置き換えるといったものではなくて、従来のCOSOの内部統制フレームワークの上に乗ったフレームワークであるというふうに考えられます。

ただ、一部、COSOの内部統制フレームワークでは、そのリスクの評価の部分が、実務上、

実際にリスクマネジメントを行うに当たって、多少曖昧であるということがあったものから、その辺を詳細化したということがいわれております。ただ、今後とも、COSOの内部統制フレームワークをベースに議論を進めていくことに何ら支障を来すものではないと考えられます。

最後に別添のCとしました、COSOの内部統制フレームワークを整理したものをご覧ください。これをすべてご紹介する時間はありませんけれども、まず、1ページ目のところに、枠囲みで「内部統制の定義」、内部統制は、以下の範疇に分けられ、目的の達成に関して合理的な保証を提供することを意図した、事業体の取締役会や経営者及びその他の経営管理者によって遂行される一つのプロセスであるとして、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守、この3つ目はコンプライアンスと言いかえてもいいかと思いますが、この3つの目的を掲げ、そしてめくっていただいて3ページ目のところから、(1)(2)(3)(4)(5)という形で、5つの構成要素が示されています。これは、先ほど事務局からご紹介いただいた監査基準の構成要素とほぼ同じものということになっております。説明に関しましては、そこに目を通していただくということで、ここでは省略いたしますが、5ページ目には、COSOのキューブと申しますか、六面体が載っております、業務、財務報告、それからコンプライアンス、それぞれに関して5つの要素が関係してくるのだということが紹介されております。そして、6ページ目以下は、そのフレームワークごとの経営者、取締役会、内部監査人、外部監査人等の責任ということが示されております。この別添Cにつきましては、今後の議論にあたって、折に触れご参考いただければと存じます。

以上、多少長くなりましたが、COSOの内部統制フレームワークのご紹介とさせていただきます。

○八田部会長 ありがとうございます。

それでは、以上の説明を踏まえ、皆様からご質問、あるいは我が国での今後の基準設定にあたってCOSOレポートの内容をどのように消化していくかについて、ご意見をちょうだいしたいと思います。どなたからでもご自由にご発言ください。

では、大崎委員、どうぞ。

○大崎専門委員 2点、お伺いしたいのですが、1つは、若干乱暴な質問ではございますが、今後私どもがどういったことを検討しなければいけないのかということをはっきりさせる意味でお伺いしたいのですが、それは、今ご紹介いただいたアメリカにおけるこの歴史の流れと日本と比較した場合に、アメリカの何年に日本はいるというご認識を、少なくとも町田委

員はお持ちかということでございます。

つまり、私、今伺っていて、2つの説を立て得るかなと思ったのです。つまり、2002年の監査基準というものがあるわけですから、97年を過ぎているという認識でいいのか、あるいはCOSOの内部統制フレームワークというものが実質的に影響しているとはいえ、そういうものを明示的に私どもまだつくっていないわけだから、委員会ができる前の段階にいるというふうに見るべきなのか。これが1つのご質問でございます。

それから、もう1つの質問でございますけれども、それは、アメリカにおきまして、97年に監査基準にCOSOフレームワークが何らかの形で盛り込まれてから、企業改革法404条ができるまでの間というのは、どういう点に問題があったというふうに町田委員はお考えなのかということをご説明いただけると……。つまり、逆に言いますと、404条がないと何がまずかったのかということなのですが、その2点をお伺いできればと存じます。

○八田部会長 ありがとうございます。

2つのご質問だと思いますが、個別にでも結構です。あるいは同時でもいいですが、1つは、確認しますが、我が国の現時点における時代背景が、アメリカの歴史的背景の中でどの位置に位置づけられるかと。町田委員のご意見ということが質問だと思います。

もう1点が、97年以降、監査基準書（SAS）の中でも取り入れられたというご説明がありました。その後、2002年に至るまでの5年間、アメリカではどのような内部統制環境にあったのかということではないかと思いますが、おわかりの範囲内でお答えください。

○町田専門委員 お答えいたします。

まず、1つ目の点ですけれども、本日のご報告の内容が、COSOの内部統制フレームワークということでしたので、そこに限定してお話しいたしましたが、先ほど報告資料の2ページ目の企業改革法に関連する部分で、多少申し上げましたことと関連するかと存じます。

現在、日本はどの段階にいるのかという点ですが、先ほど、あえて第一次期待ギャップ、第二期待ギャップという整理を示しましたとおり、会計情報の信頼性の問題に関しましては、日本では会計基準に関しては財務会計基準機構が設立されまして、まだ国際的な対応の問題は残されているにしても、さまざまな会計基準が設定されてきておりますし、また監査基準に関しまして、2002年の改訂とそれ以後の実務指針等の整備によって、かなりの程度整備は進んでいるものと考えております。

しかしながら、財務報告という観点、つまり会計情報よりも幅広い財務報告という観点からしますと、昨年の10月の有価証券報告書の虚偽記載の問題、これは大崎委員が金融審議会のワ

ーキングの方でもご発言いただいているかと思えますけれども、そういった問題を見る限り、財務報告に関してはまだ十分な対応が図られていない段階にあるのではないかと思います。

実際、アメリカにおきましても2001年エンロン事件が起きて、その後不正な財務報告ということが頻発いたしました。2001年12月のエンロン社の破綻から、2002年の6月、7月にかけてのワールドコム社の破綻に至るまで、何十件という超優良企業の不正な財務報告の問題が顕在化いたしました。

その中で明らかになったことは、会計の中心課題である収益の認識の問題もありましたけれども、主として、財務報告の内容が会計、監査、ガバナンスという観点でまだまだ不備があるということが明らかになったわけです。アメリカは、日本と違いまして直接金融中心の経済ですから、資本市場がもし資金を集められなくなると、経済の血液がとまってしまうという状態になるかと思えます。そこで、当時のアメリカは、非常な危機感を持って、これは社会的な問題である、あるいはアメリカの経済基盤をも揺るがす大問題だということで、2002年7月に企業改革法が制定されたのだと理解しております。

その状況と、今の日本の状況は極めて近いと思えます。昨年の10月の有価証券虚偽記載問題以降、さまざまな不正な財務報告問題が明らかになってきておりますし、また、有価証券報告書の自主点検においても、かなりの程度の不正といえますか、修正が必要であるというような状況が明らかとなっております。そういった状況を見ますと、まさに日本は、2001年12月から2002年7月のアメリカの状況にあるのではないかと、つまり、アメリカで内部統制フレームワークに基づく報告、あるいは検証ということが義務づけられる直前の時期に日本も位置づけられているのではないかと思います。

アメリカは、資本市場の信頼性の回復ということをねらって、3カ月という非常に短い期間で企業改革法を成立させましたけれども、日本も、もしも昨年10月以降の有価証券報告書の虚偽記載問題に対する投資家からの信頼の回復を目指すのであれば、それぐらいの早急な対応が図られる必要があるのではないかと、まず第1点目についてはそのように考えております。

第2点目に関しましては、これは、『1991年連邦預金保険公社改革法』の段階で金融機関に内部統制報告が義務づけられた後、すぐにも、その翌年以降、一般の公開企業に関しても内部統制報告を義務づけようかという議論が起きました。しかしながら、大きく分けて2つの理由からそれが断念されてきました。

1つは、企業側におけるコスト負担の問題です。これは404条の議論でよく言われる「コストがかかる」ということと通じるものかと存じます。当時は、さすがに現在問題となっている

ような詳細な文書化まで想定されていたわけではないのですけれども、新たなコストがかかるということには変わりはありません。

それからもう1つは、それに関与、すなわち何らかの検証業務を担わされる会計士側の反対です。検証業務に当たっては、それ相応の責任を負わされることになりますので、内部統制問題についてまでの責任は負えないということで、反対意見を表明してきたわけです。

また、SECは、1980年代までは内部統制報告を積極的に推進する立場にあったのですけれども、このような実業界と会計プロフェッションの側の双方からの反対を受けて、また、すでに、連邦預金保険公社改革法で金融機関に導入が図られたことで、金融機関に関しては義務づけられているのだから、それ以外のところについては無用の負担を強いるべきではないという観点から、内部統制報告を一般企業に義務づけることに関しては、一旦矛をおさめる形で、静観する立場をとるようになりました。

ところが、実際、エンロン事件が起きてみますと、企業の中身というのが、例えば監査委員会の問題に関して見てみれば、著名人を監査委員として任命するだけで、実質的な活動は行われていなかったとか、あるいは実際に内部統制の中身を見てみると、非常に脆弱なものであったといったことが次から次へと明らかになってきたわけです。したがって、企業改革法を策定する過程では、ともかく会計と監査とガバナンスに関係がある改善プランはすべて実施して、1つは実施して1つは実施しないとかということではなく、考えられる限りほとんどすべてのものを実行に移し、ともかくでき得る限りの手を尽くしたのだという意味でも投資家からの信頼を回復させようということが図られたのだと思われまます。私個人の認識では、2001年末、もしくは2001年から2002年前半にかけての時期に、アメリカでは財務報告に関するパラダイムシフトが起きたのだと捉えております。

以上、直接のお答えになったかどうかわかりませんが、私の考えを申し上げます。

○八田部会長 どうもありがとうございました。

大崎委員、いかがでしょうか。

○大崎専門委員 大変ありがとうございます。少なくとも今世紀には私どもも入っているらしいということで、若干安心した次第です。

○八田部会長 ほかに。

では、錢高委員、どうぞ。

○錢高委員 錢高でございます。当内部統制部会に加えていただきまして、私、まだまだ勉強の足りないところがございます。

私が今からお話しいたしますのは、八田部会長と申し上げますか、あるいは今日は加古会長がご出席でございますので、もう少し幅広い、専門的ではない部分でお話を申し上げたいと思います。

確かに、いろんなネガティブな事件が発生するとか、いろんなことから懲罰的なことも考えなければいけない、それから予防的な方向を考えていこうというポジションも、ただいまの多賀谷さんや町田さんのお話で改めて十分再認識をしたところでございます。

ただ、申し上げたいのは、たまたま、町田さんのご説明の別添Cの最後の7ページを拝見いたしております、日ごろ私が思っていることでございますが、別添Cの7ページのナンバリングの3番のところに「事業体と取引関係のある関係者」という言葉が書いてございます。要は、会計制度というのはだれのためにあるのかということ、まず、一番プリミティブに考えますと、それは投資家だとか株主だとか従業員だとか、いろいろあると思うのですが、一番原点は、商売といいますか、商いをやるときに、例えば表現は悪うございますけれども、大企業を相手にする対象ももちろん大切なことだとよくわかった上で発言いたしますが、例えば中小企業の従業員が50人の会社と中小企業で50人の会社で売り買いの取引をするとすると、会計監査人は全くタッチされておらないわけですから、顧問税理士がそれを見て、判こを押して、お抱え顧問税理士のスタンプで当局に報告が流れていくということになるわけです。

私、何が問題かと申しますと、やはり普段の商いの社会において、有証報告だとか会計監査人が関与されない企業というのが、日本ではやはり企業数においては99%ぐらいあるのかどうか知りませんが、そういったところの日常の商い、取引という原点の中で、従業員50人と従業員50人の会社が物を売ったときに、確かにお金が払ってもらえるかどうかという部分とか、あるいは買ったけれども瑕疵が発生したときに、品物に傷が出たときに、3年後にちゃんとそれに補修なり補償をしてくれるだろうかという、あくまで商いの商売の取引というのがまず原点にあり、昔はそれが大福帳だったのが、企業会計というのに変わっていていると思いますが、そういったところの原点をやはり忘れて先へ先へと走り過ぎるというのも、全体国民経済から考えました場合に……。

それは金融庁の話なのか中小企業庁の話なのか、私にはよくわからないのですが、このことを私は決して否定しているわけではございませんが、全体バランスという問題はむしろご当局なり加古会長のところでよくお考えいただきたいなという思いで申し上げているわけでございます、それが今たまたま町田さんのレポートの、あくまで取引関係のある顧客と納入業者の間で安心感の持てる商いができるかどうかということが、やはり企業会計の一番大切な

部分であると。

それが企業規模が成功して大きくなっていかれると、当然監査法人のチェックをお受けになる、そしてそれが上場するならば投資家の投資対象になる。それを守らなければならない、コンプライアンスもよくわかるのでありますが、日本の場合はそういうふうに会計監査人がチェックされる企業と顧問税理士のチェックで終わりというところの二重会計のような形で今行われていると。ここにおっしゃっている内部統制というのは、やはり商いを原点とするならば、その部分は今この場でお話しする立場ではないと思いますけれども、国家として国民経済の中で安心してお仕事ができるというのは、大企業と大企業だけではなく、中小企業の中にもあるという部分が、ちょっと視点として今後のお考えの中で、この部会ではなくて、加古会長さんの扱われる、普段扱われておらない世界も実際のビジネスの中で、お仕事の中で、安心感を持って取引できるようなことも見落としてはいけないなというふうな思いがいたしました。

そういうことから申しますと、将来の目指すべきところは、アメリカあたりのようにどんな零細企業も会計監査法人のチェックが求められていると。日本の場合は税理士と会計監査法人ということで2つに分かれているという、こういったところも将来の、国として目指すべき方向性というの、一方において何かイメージを私どもに提供していただけますと、この内部統制ということも将来、一遍にできることではございませんけれども、マクロとしての国として、ご当局が目指される方向性も何らかの言葉なり表現がいただけると、我々はこの問題に対する取り組みは、単なる大企業優先だとか投資家保護だけではない、商いの原点ということをもひとつご認識いただきたいなということ、私一人のコメントとしてあえて発言を申し上げさせていただきます。

以上でございます。

○八田部会長 ありがとうございます。

加古会長、よろしいですか。

今のは、大所高所に立ったご発言ですので、私ども、今後の部会の活動の中でも見失わないように行いたいと思います。またご意見をいただきたいと思います。ありがとうございました。

ほかにもございますでしょうか。

高田委員、どうぞ。

○高田臨時委員 これは、八田部会長に心づもりを聞きたいのですけれども、我々、監査基準の一部をこれから議論しようとするのか、あるいはいろんな計算書を中心にして研究会報告等ありますけれども、ある意味での内部統制のベストプラクティスはこうだというような表明を

行うのか。当然、企業会計審議会ですから、将来的に義務化も想定しますと、監査基準の一部になりそうな気もするのですけれども、その点いかがでしょうか。

つまり、こういうものが我々の腹づもりとして、将来、義務化も想定してやっていくと、かなりきつい強制力を持ってくるような気がします。つまり、少なくとも上場企業については、我々が示した内部統制の仕組みを入れてもらわないと監査は通らないというような強い規範力が出てくるような気がします。

そういったことを想定して、我々はかなり腹をくくって審議しなければいけないということではよろしいかどうかという質問です。

○八田部会長 ありがとうございます。

今回与えられている役割というのは、先ほど、事務局からのご説明もありましたように、資料1の2ページ、いま一度手にしていただきますと、「内部統制部会の今後の運営に関して、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準」ということで、まず、基本的には2つの基準づくりが念頭に置かれるものと考えています。そして、まず第1の有効性の評価基準、これを広く考えるならば、必ずしも会計マターとは限らない問題もあるかもしれませんけれども、基本的には会計基準を策定すると同様に、財務報告周りを中心とした議論だということで、この企業会計審議会が取り扱うことに特に違和感はないのではないかと考えています。

もう一方の、公認会計士等による検証の基準、ここでは「検証」という言葉が使われていますが、高田委員もご案内のように、この404条では、「監査」という言葉を最初使っていませんで、「アテストーション（証明）」という言葉を使っていました。ところが、昨年できましたこの実践に向けての基準は、例のPCAOBと略称されます公開会社会計監視委員会、これが監査基準設定権限を持ったことによって、昨年の春、第二号監査基準を公表し、そこではもう明確に「内部統制監査基準」という言葉を使っています。

ということで、これは既存の監査基準では十分にカバーし切れない部分での監査基準だと考えていますので、これも企業会計審議会の役割だというふうに考えています。ただ、この2つの基準がどういう形で相前後するのかわかりませんが、恐らくオーバーラップするところもあるかと思えますし、あるいはその中身の問題、どの程度詳細なものとか、これから皆さん方のご意見を聞きながら議論していきますが、基本的には、ラフな考え方でいきますと、例えて申し上げるならば、会計基準と監査基準をつくるという理解を私は持っております。

では、柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 基本的に、戦略目標をどこに置きますかという点についてお尋ね申し上げたいのですが、COSOのフレームワーク、すなわち骨組みである。ここの水準に達することをめざすのか。ないしは、そもそもプロセスにおいて本来人間が行うことであって、注意不足もあります、判断ミスもあるし間違いもある。これを極小化するためという目的を持って、このPCAOBがこの骨組みに対して肉づけをしたということで、私の今の個人的な感想としては、このPCAOBの肉づけの内容がかなり保守的なところにまで踏み込んだ内容に、このSarbanes-Oxleyのセクション404というもののコストが上がってしまったということは考えているのですけれども、果たしてこのPCAOBの代替案なところまで踏み込みたいのかというところで、戦略目標に関する感触をお伺いできたらと思います。

○八田部会長 それは、だれに対するご質問ですか。私ということですか。

最初に申し上げましたように、今、町田委員からのご説明を伺いまして、今後の我が国での基準設定に当たって、このCOSOレポートの内容をどのように消化していくかということ、今日、冒頭皆さん方にご意見をちょうだいしながら議論させていただきますので、今、私の立場で個人的見解であっても若干バイヤスがかかる可能性がありますので、ちょっと差し控えさせていただきますして、皆さん方のご意見を伺った方がよろしいのではないかと考えております。

今のご質問に関しまして、いかがでしょうか。

山浦委員、お願いします。

○山浦委員 今の柴田委員のご質問あるいはご提言にもかかわってくるかと思えますけれども、実は、先だって国際会計士連盟の国際監査基準を設定する委員会でありますIASBと各国の監査基準の設定主体者の、いわば連絡会議といいましょうか、合同会議がロンドンでありまして、そこに出席してまいりました。

実は、そこのアジェンダの中に、今後のIASBの国際監査基準を設定する、いわゆるテーマを紹介すると。そのテーマについて各国の設定主体者の意見を聞くというコーナーがありました。その中に、インターナル・コントロールに関するリポーティングの基準をどのようにしようかという議論がありました。実はこれはIASBの12月の会議でもこの問題が出されたのですけれども、12月の会議のときには各国の監査基準の設定主体者ともう一回意見をすり合わせた上で、IASBとしては最終的な結論を出そうという議論だったのです。

その設定主体者とIASBの合同の会議の席で、日本の今の審議会として内部統制に関する監査人の関与の問題、これは監査とするかあるいは評価とするか、あるいはその他のかかわり方という形にするか、そのあたりはまだこれから議論をすればいいと思うのですけれども、

それについても紹介いたしました。

各国の反応からすると、COSO、あくまでこれはアメリカのAICPA、つまりアメリカ公認会計士協会の監査基準の中でうたっている、そしてそれをPCAOBが採用した形で今回の基準として設けている。その仕組みに対して果たして国際監査基準として、COSOに概念フレームワークを特定できるかどうか。それについての若干の疑義が出されました。

IAASBの委員の中からは、もう少しアンブレラというか、例えばイギリスの1999年のターンバル委員会報告書とか、あるいは正式な名前は忘れたのですが、南アフリカの同じ内部統制に関するフレームワークの報告書であるとか、各国でそれなりにフレームワークを出しているのです。それから、カナダもたしか出しております。こういった各国の事情もそれぞれ紹介されて、IAASBとしては結局その場では国際監査基準のテーマとしてタスクフォースをつくるかどうか、もう一回持ち帰って考えてみるということだったと思います。

ただ、アメリカのお隣のカナダでは、COCレポートと言っていますが、カナダはカナダで内部統制に関する概念フレームワークを、あれは何年でしたか、出したのですが、ただやはりお隣と接していると。しかもPCAOBの新しい基準というよりは枠組みの影響が非常に強いということで、結局COSOレポートを、この枠組みを前提にしてカナダはカナダとしての基準をつくるということになったかと思えます。

審議会としまして、先ほど八田部会長の方でまとめられた、会計基準に相当するもの、それから監査基準に相当するもの。その監査基準に相当するものとして、既に現代の、2002年の監査基準、今現在の監査基準を出すときに、先ほどご紹介にあったような形で、前文の方にCOSOレポートを基本的に踏襲しながら定義らしいものを入れております。

その上で、これから審議会として、あるいは我が国の内部統制評価に関するアプローチを決めるに当たって、COSOに特定した形で議論をするという基本方針を最初から持つのか、もう少し幅広に概念枠を比較検討しながら、我が国の概念フレームワークをつくっていくのか。そのあたりも一つ検討する余地が残っているのではないかと考えております。

実は、現行の監査基準をつくる段階で、定義を入れることについて若干ご質問が、特に産業界からもありました。それから、監査基準ですので、少なくとも財務諸表監査ということではありますので、余り幅広にとらえずに、一番最初の目的として財務報告に関する内部統制という、そこを強調した形になっているのですが、これは先ほどの高田委員のご質問にあったような形で、この監査基準の改訂の方にもかかわってくる問題かもわかりません。

いずれにしても、しばらくはこの審議会というか、この部会としまして、最初からCOSO

を前提にするという、その基本戦略と申しますか、ちょっと言いづらいのですが、少し幅広い議論を最初にして、その上でこれがCOSOにのっとった形の基準等の接点につながっていくというのであればそれは結構だと思うのです。

たしか、以前、今日ご出席の八木委員に、日立製作所のご事情、それから経済界全体のご事情について若干お話を伺ったことがあるのですが、確かに日本の企業というのはアメリカと非常に強いかかわりを持っておりまして、SO法、それからPCAOBのあの仕組み、これは無視できません。そういった意味では、COSOレポートをベースにして議論することも強い選択肢になると思うのですが、一度その点を部会として確かめて、そしてその次にステップとして枠組みを決めていく必要があるのではないかと考えているのです。

○八田部会長 よろしく申し上げます。

○池田参事官 審議の進め方の関係にもかかわってくると思うので、事務局の方から補足をさせていただきたいと思っております。

今日は1回目だということもあり、時間の関係もあるので、米国の中のCOSOの部分だけご報告を頂きましたけれども、次回には、先ほど来出ていますPCAOBの基準についてご紹介を頂きたいと思っておりますし、あわせて米国以外の状況についても次回ご報告を頂きたいと思っております。

さらにその後は、実務の状況についてもご報告を頂きながら、その中でそれぞれの回、そういったものを踏まえて我が国の基準を考えていくときには、これが参考になるのか、この辺を改めた方がいいのか、あるいは日本でやるときは全く別の考え方でやった方がいいのか、それを徐々に議論を積み上げていって、冒頭、八田部会長からありましたように、それを審議会をやる中でまず総論的に、我が国の基準を考えるとときには何を留意しなければいけないのかというところについて、委員の方々に共通認識を築いて頂くというところまでが第1段階のもので、その共通認識をまず築きませんと、具体的な基準検討にはなかなか入れないのではないかと認識を持っているところであります。

事務局として、何かあらかじめ枠組みを持って議論をいただこうというつもりはありませんので、今、いろいろ問題提起頂いたところを、まさにどう考えていくのかということをご議論頂ければよろしいかと考えております。

ただ、最終的にでき上がりましたものは、もちろん我が国で適用される基準であります、我が国の経済が国際化もしておりますから、対外的にもこれは当然説明していかなければいけ

ないものでありますから、十分対外的に説明ができるような理論的なバックグラウンドも十分先生方に教えて頂きながら積み上げていきたいというふうに考えております。

○八田部会長 八木委員、どうぞ。

○八木（良）委員 ただいま、ちょっと名前も出ましたので、一言産業界からということで申し上げます。

今、日本全国で、我々も含めてたしか30の企業集団がCOSOと、汗水垂らしてお金を払いながら取り組んでいると思います。それで、去年の12月というのが一つの区切りであったと思います。このドキュメント化が、大体の会社では12月で終わって、今、この2月というのは、自分たちとコンサルタントであった会計士さんのチームと、それから殊によると会社の担当の会計士さんと、三者で一生懸命テストとかレビューをやっている時期だと思えます。

そこで、第一線では毎日のようにいろいろ三者間でせめぎ合いがもう起きているのです。それぞれ立場がちよっと違いますので……。我々とコンサルタントの会計士とが、この業務はこれで十分だと文書化を検証しているのですが、一方の会計士さんの方は、ここをもう少しこういうふうに改めないよとパスしないよというようなことを言う。今、業務プロセスのかなりベーシックなところの実務でいろいろそういった厳しい会話がかわされているように思います。

ただ、我々を担当している会計士さんは、もう何年来というか何十年来我々を監査してきておられるところで、経営のシステムとかみんなよく御存じの方々なのですが、例えばCOSOのルールに従った文書化という面で行くとこれは不十分であるというようなことを言われるわけです。例えばEDP会計にインプットする帳票というものに関して、何かきちんとした表示がなければだめだと。ところが、伝票を見るとちゃんと判こが2つ押してあって、発行者とそれをチェックした人は押してあるわけです。我々日本の企業では、実務の内容を一々細々と書かなくても、仕事がしっかり流れていけばいいではないかというところがあります。そういう細々したところが、言うなればせめぎ合いの場になっている訳です。

ただ、それは、今後とも立場の違いから、大きいとこ、小さいとこいっぱい出て来ると思いますし。そういうことで、第三者に対して我々の内部統制が大丈夫ですよと説明するにはこういうときにどこまで表現したらいいのかということに、我々も直面しつつ進めておまして、かなり難しいと感じています。簡単にこれでいいよという物差しもなかなか作れないので、結局企業ごとにその辺を作らざるを得ないのではないかという感じもしております。

そういうことで、我々のここでの検討の過程では、本当にどこまでやればいいのかということ、物差しをつくる過程で判断していかなければいけないと思います。

それから、COSOでは、ひとつに、全体統制というチェックリストで、特にトップマネジメントたちのいろいろ従うべき倫理感だ何だといろんなところに網をかけている一方で業務プロセスの文書化を細々とやらせます。このプロセスを決めるのは自分で考えなければいけないところが多分にあるわけです。どういうことかという、会社ごとに多少は、例えばメーカーと商社でおのずと違いますし、同じバランスシートでも全然違います。従ってバランスシートの中の勘定科目一つ一つを、結局自分がリスクの有無など判読して文書化で積み上げていくのですね。

僕は初め、アメリカに物差しがあってそのまま書けばいいのかなと思いましたけれども、そうではなくて自分たちで、これでいいかな、これでは不十分かなということで、一つ一つ科目ごとに積み上げてきたのです。そういう意味で手数が非常にかかっています。

ですから、どこまでのルールをつくるかといっても、なかなか全部に共通するものというのは難しい。ルールが大まかであればあるほど、やはり企業ごとに判断しつくり上げなければならぬことがたくさん出て来る。それは多分コンサルタントと監査人と一緒になってやる作業になってくるのではないかという感じがしているのです。ですから、その辺もどこまでのものをつくるかというさっきの議論の中でいろいろ考えていかなければならない部分だと思います。

それから、これも先ほどありましたけれども、第三者に説明をする、それで納得をしてもらうといった場合の第三者は投資家だけなのでしょう。やはりステークホルダーズがあれだけたくさんいる中で、先ほど銭高委員もおっしゃった、どこまでだれを対象にするのか。証取法というやはり投資家というふうに見るわけですが、そこだけでいいのかということも議論の中でぜひ検討していかなければいけないなと思っています。

もちろん、前の総会るときもちょっと申し上げたのですが、コストベネフィット論というのは、これは必ず出てくる話なので、そういう意味でも私どもがかかっているコストを、なるべく少ないレベルで多くの会社さんが取り組まれるような仕組みにしなければ、やはりアメリカでもそうありますが、悲鳴が上がる会社も多数出てくるのではないかという感じがしているわけです。

最後ですけれども、この前申し上げた、我が国の商法とどういう関係が生じるか。監査役とか監査委員とかという者の責任というものがどのように位置づけられるか。私は、今、監査委員という立場になったのですが、やはり昨今、社長を守り、会社を守り、そして会計監査人さんの、ちょっと口幅たいですが、監査の結果まで担保していくという大変な仕事が監査役、監査委員に来ているような気もしております。果たしてそこまで考えなければいけないのか。

そういうことも踏まえて、ぜひ議論の中でいろいろ触れていただければいいなど、こういうふうに感じております。

以上でございます。

○八田部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

手塚委員、どうぞ。

○手塚臨時委員 1つだけ確認と、それからこれからの審議の中でぜひご検討いただきたいことなのですが、町田委員の先ほどのお話の中にございました、「会計情報」と「財務報告」という言葉の中身でございます。

今回、審議会の方での検討は、財務報告にかかわる内部統制ということなのでありますが、どうも昨年10月の有価証券報告書の虚偽記載にかかわります、例えば大株主の状況がどうなのかというようなところまで範囲が及ぶのかが気になるものですから……。

我々、もしこの審議会の結論が出て、義務化かどうかわかりませんが、これに基づいて公認会計士として検証業務を行うということになりますと、その範囲が非常に重要な問題になってまいります。特に責任問題と直接かかわるものでございます関係で、その辺の枠組みのところはどうなるのか。まず、COSOで言葉の使い分けをされているようですので、その辺をご説明いただけるとありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○八田部会長 町田委員、お願いします。

○町田専門委員 私の報告の中で会計情報と財務報告のことを申し上げましたのは、第2次期待ギャップの議論との関連で、会計情報——主に財務諸表ですけれども——として外部に出てきたものだけを議論の対象にしていたのでは、不正な財務報告はなくなる、その情報が出てくる背景となる内部統制システム、会計情報が記録され、作成され、外に出てくるまでのシステム自体がしっかりしていなければ、信頼ある情報の開示は期待できない、ということで、内部統制が問題となる、ということだったわけです。つまり、財務報告のプロセス全般といったことが問題になってきたのだという意味を含めて申し上げたことで、必ずしも、COSOのフレームワークの中身、あるいは内部統制報告との区別で申し上げたわけではないということをお断りしておきたいと思います。

また、発言の機会がありましたので、併せて申し上げたいと思います。先ほど山浦先生の方からCOSOのことについてご発言がありましたけれども、本日ご報告させていただいた中で、我が国で出されている、内部統制のフレームワークに近いもの、あるいはガバナンスの原則

等々を挙げました。例えば、山浦先生が中心になって設定されました会計監査基準も、あるいは、日本公認会計士協会の実務の指針でも、明示的ではありませんが、COSOのフレームワークを取り入れております。日本におけるさまざまなフレームワークや原則においては、COSOのフレームワークを丸ごと持ってきて「COSOに準拠」ということを言っているわけではないのですが、一部分ずつ取り上げてくるという形、あるいはそれが何となく間接的に入ってきているという形で、すでに大きな影響を受けてきていると思われま

す。他方、先ほどご紹介のあった英国のターンバル・ガイダンスの構成要素においても、先ほどCOSOの構成要素とほぼ同じものがベースとなって入っております。つまり、ターンバル・ガイダンスでは、COSOの内容、議論を踏まえて、さらにビジネスリスクの評定という問題を踏まえた内部統制のフレームワークを策定したといわれております。

実際、PCAOBの監査基準2号でも、すべての企業がCOSOに従わなければいけないということを言っているわけではなくて、COSOの代替的なものであればいいとされております。ただ、少なくとも基本的なところは共通のものでないと受け入れられないということは書かれておりますので、例えばカナダなどでは、どこまでアメリカの基準を取捨選択するかということ、今、議論しているようです。

COSOのフレームワークが非常に膨大なもので、文書化等が非常に大変だということは重々承知しておりますので、それを十分吟味して、どの程度、取り入れるものは取り入れていくのか、を考えていく必要があるかと思ひます。もちろん、全く取り入れないのだというのであれば一から新しいものを考えていくしかありませんけれども、COSOの内部統制フレームワークは、既に日本のさまざまな基準等の中にいろいろな形で取り入れられてきておりますので、そのような現状を踏まえて、内部統制の評価枠として、COSOの内部統制フレームワークをスタートラインとして考えていくことが現実的なのではないか、というような趣旨でご報告させていただいたということを申し添えたいと思ひます。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

では、参事官、お願いします。

○池田参事官 これも議事の進め方にかかわるところだけコメントさせていただきたいと思ひます。

先ほど、手塚委員の方からご指摘があった有価証券報告書の、例えば株主の状況とかそういったところが問題になっているという点でございますけれども、私ども、もともと先ほど多賀谷調整官の方から経緯的にもご説明をいたしましたけれども、この一連の内部統制の議論が起きて

きた背景は、昨年10月中旬から起きているいろいろ証取法上のディスクロージャーの問題というものを踏まえて、ディスクロージャー制度の信頼性の確保をしたいというところが大目的で始まってきている議論です。そのときに、確かに手塚先生がおっしゃったように、中には財務諸表の部分ではなく、違う部分が問題になっているケースも少なからずあるということがございます。

そういった中で、今回の議論と財務諸表以外の有価証券報告書の部分をどう考えるかというのは、結論については私どもが何か方向性を持っているということはありませんし、ぜひ、こちらの審議会での議論を踏まえて考えていきたいというふうに思っておりますけれども、議論として最初から有価証券報告書の株主のところは含まないのだとか含むだとか、そこも私どもは最初から土俵をつくって議論をいただくという考えは持っておりませんので、まさにそういう財務諸表を中心に考えられているものがほかの部分には有効なのか有効ではないのか、その辺を含めて、まず最初の四、五回の総論的な議論の中で、その点についても論点に掲げてご議論をいただくようなことも含めてやっていただければ、私どもにとっては大きい示唆になるものだというふうに考えておりますので、あらかじめ含む含まないという土俵を持って議論をお願いしているということではないことを申し上げたいと思います。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

安藤委員。

○安藤臨時委員 当部会の性格あるいは位置づけ、それから企業会計審議会の性格あるいは位置づけについて、私はこういう認識を持っているのですけれども、これでよろしいかどうか、もし違っていたらご指摘いただきたいと思います。

まず、先ほど八田部会長が内部統制部会の目的として、会計基準と監査基準の策定をめざすとはっきり言われました。これはちょっと言い過ぎかなと思うのですけれども、もしもそうだとすると、会計基準と言ってしまうとASBJがあるのですよね。だけれども、ここでやるということ。それから、監査基準というと監査部会があるのですよね。

私の理解は、これからつくろうとするものはこの両方にまたがると。会計基準の性格の面と、監査基準の性格の面の両方にまたがるから、ASBJではだめだし、監査部会もだめだということここでやるということかなと、私は理解いたします。

それから、企業会計審議会のことについて、先ほど錢高委員が大変いいことを言われたので、それを引き継いでちょっと申し上げたいのですけれども、これも私の理解です。

実は、企業会計審議会は金融庁に一応置かれているのですけれども、金融庁設置法には書かれていない。例えば金融審議会は金融庁設置法に載っています。では、企業会計審議会はどこに載っているかということ、金融庁組織令に載っている。これはどの違いかと。これはどうも、私の勉強ですと過去の経緯を引きずっているようでして、戦後の経済安定本部に置かれていた。経済安定本部は総理大臣が本部長なのですよね。企業会計原則をつくったところですが、その流れを実は企業会計審議会はずっと引き継いでいるのですよね。

ということで、金融庁設置法に従った審議会ですと金融庁の目的に縛られてしまう。はっきり言って金融行政、証券行政です。ところが、組織令においてということは、一応事務は金融庁にお願いしているけれども、その趣旨は必ずしも金融行政には縛られないと。ですから、今、それが生きているかどうかは別ですが、本来は、趣旨としては必ずしも証取法会計オンリーの基準をつくるということではないのですよね。それは今、ASBJの方に行ってしまいましたからね。本来は、商法とか税法も視野に入れて、建議権を持っている非常に格のある審議会なのです。

これは、半世紀以上の歴史のある、やはり過去の経緯を引き継いでいるために、金融庁設置法ではなくて組織令においてということで、かなり特異な、あるいは特殊な審議会ではないかと私は思っております。

以上です。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

私が先ほど、会計基準、監査基準という用語を使ったのは、イコールという意味で使ったわけではなくて、会計基準の主体は企業、つまり依拠すべき主体、あるいは遵守すべき主体が企業であると。そうすると、ここでつくるであろう有効性評価の基準は企業が使うので、同じような性格のものではないかという意味で申し上げたところであり、安藤委員のお考えと全く同じであります。説明不足で失礼しました。

ほかにいかがでしょうか。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木臨時委員 鈴木です。

今、町田委員の方から言われたことが結構大事だと思うのですが、アメリカの企業改革法もPCAOBも、特にSOX法の404条というのはイコールCOSOだというふうには言っていないのです。基本的に、確立したフレームワークを使いなさいということを行っているものであって、その中で、米国ではいろいろ考えていくとやはりカチツとした、しっかりとし

たフレームワークというのはCOSOしかないというのが一般的な理解だというのが、私自身は思っています。

ですから、いろんなものを考えても、やはりかなりCOSOの影響を受けているというのは事実だと思います。その辺はやはり審議の中で考えていく必要があるのではないかとこのように思っております。

それから、もう1つ、八木委員の方からもありましたけれども、非常に大変な思いをして文書化をしているということの中に、その原因の1つに、やはり監査が義務づけられているということが大きくあると思うのです。監査を義務づけられているからこそ、内部統制の監査というのは本当に初めての経験であるということは、これはアメリカの監査法人もみんな同じなわけです。

そうなりますと、文書化をよく90%以上やらなければいけないとかいうふうに私どもも申し上げているのですけれども、では、90%やらなければいけないという法律があるかという、全くありません、これは全く監査する側から言うとそのくらいやらないと監査意見が出ませんよというようなガイダンスのようなものが暗黙にできているというのが事実だと思うのです。そのためになんか時間も費やしているということも事実だと思うのです。これが6割であったり5割でも監査意見が出ると言えば、それでも通るのかもしれないのですけれども、現実にはそういうところではないところで、今、議論が行われているということが一つはあると思うのです。

ですから、議論の中で、やはり適用の範囲というのをある程度、何%ということは言えないのかもしれませんが、絞り込みができるようなことができないのかというのを議論して頂くというの、1つの考えだというふうに思っております。

○八田部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

持永委員。

○持永専門委員 先ほど来、産業界の方々等のお話もございましたので、監査の観点から3つほど述べさせていただきます。

先ほど、八木委員からございましたように、30の団体がSO法の対象になるということで、もう既に作業が始まっております。それだけではありません、意識の高い企業さんにおいては既に内部統制を強化するという形で会計士に何らかのアドバイスをという会社が結構出てきてございます。そこで、3つほど、これからの審議に際して、私が今感じておることをお話し

させていただきたいと思います。

まず、1つは、今の監査基準の中に内部統制の評価に基づいて監査をなさというのが入っております。今、会社の経営者の方とお話しして、何が一番理解して頂けないかといいますと、既に会計士は内部統制を評価して監査意見を出しているのですよねと。SO法の404が入ってきて、なぜそんなに時間がかかるのですかというのが一番の誤解になります。

一番わかりやすい例で言いますと、内部統制が悪い場合、当然監査役等々に報告はいたしますけれども、監査はできます。適法意見も出せます。内部統制に依拠しないで徹底的に実証手続をやればできるわけです。ただ、そうは言いましても大会社で何兆円の売上高がある会社では、実際にはそういうことはできないということがあります。

ただ、これは経営者の方と話しをする中で一番の理解しにくい難点。内部統制の評価を先生方はやらないといけないと言っておきながら、どうしてコストがかかるのですか。これはまた今からのご議論になると思いますけれども、例えば会社レベルの統制、全般統制は、会計士は理解はしますけれども、評価まではいたしません。さらにレポーティングいたしません。さらに、業務プロセスでも、見積もりプロセス、さらには決算書作成プロセス、これも実証手続、具体的な計算をする手続の方に入りますので、評価はしないと、そういうところをお話ししても、なかなかご理解頂けてないというのが実態です。

それから、先ほど町田先生の方から電鉄会社のお名前が出ました。ただ、これも難しく、電鉄会社にも何らかの内部統制はあったと思います。逆に言うとむしろ内部統制ががちがちに効いていて今まで管理できていたのかもしれない。

そこで、結局この内部統制という言葉は手あかがついているようでして、お話しをされる方によって内部統制のイメージが全く異なります。さらに、また難しい問題でガバナンスの問題があります。これも定義がございませぬし、手あかがついているだけに議論するときはどうも言葉がひとり歩きをして話がしにくいわけです。先ほどの電鉄会社は、内部統制よりはガバナンスの方で話をした方がいいのではないかというふうには思っています。

ただ、ガバナンスが有効に機能するためには、内部統制が整備運用されていないとガバナンスは効かないと思います。このあたりもぜひ手あかがついている言葉を解きほぐしながら、共通の認識を持ってやっていただければよろしいかと思います。

また、内部統制については、やはり日本の場合、私も含めて、なかなか文書化、さらにはメンテナンスが苦手なところがあります。3年前、5年前につくった規定をなかなかアップデートしない。さらには、文書化がされていないところを、属人的な期待によってうまく回してい

く。それは逆に言うと、日本の経理マンの方々等含めて優秀な方が多いということにもよったわけですが、このあたり、日本的なものを変える必要があるかどうか。

さらに、システムの存在も内部統制の評価で大きいわけですが、一般的に日本の企業、包括的なシステム、統一的に体系立ったシステムというのをなかなか使っておりません。使い勝手がいいということで、その部署ごとにシステムをつくっておられる会社が多いわけです。となると、SO404的な仕事が入りますと、評価の対象となるシステムがべらぼうに多くなるというのが、多分、日本に導入されたときの大きな問題点の1つになると思っております。

最後になりますが、最初の話に関係しまして、これは監査基準との関係なのでですが、内部統制の評価をどこまでやりますか、さらには実証手続はどこまでやるのですかというのが、アメリカでも揺らいでいると思います。というのは、アメリカでリスクアプローチをビジネスリスクアプローチに変えて、そこではもう見積もりをがちがちにやれば実証手続は少なくていいのだという流れが、4年ぐらい前まではございました。ただ、PCAOB、さらにはSO法の中で、ある程度実証手続をやってくださいという厳しい流れもございます。ですから、最終的な結論の中では、このあたりまで目配りをいただければありがたいと思います。

以上です。

○八田部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

先ほど、柴田委員からも私あてにという質問で、お答えは棚上げさせていただきましたけれども、既に鈴木委員あるいは町田委員の方からもお話しありまして、一つ、私自身が冒頭申し上げたいことは、このCOSOレポートとかCOSOのフレームワークとおっしゃる方々が、どこまでのものを指して言っているのか。パッケージ全部を丸のみしなければCOSOのフレームワークではないのかということなのですが、恐らくこれは次回以降、各国の主要なレポートとか規定等についてさらに検討を深めていきますが、もう既に山浦委員からご紹介のあったカナダのCOCOという報告書、あるいは英国のターンバル委員会報告書、さらには南アフリカのキング・レポートというもの、あるいはオーストラリアのボッシュ・レポートというものもありますけれども、これはすべて冒頭、COSOの概念、フレームワークにのっっているという書き出しで始まっております。しかしその中身は大分特色あるものが含まれているということです。

つまり、私は、COSO的考え方が前提にあれば話はスタートするのではないかなど。その意味で、グローバルスタンダード、デファクトスタンダードになっているということで、日本

の理解もそこからスタートして特に誤った方向性はないのではないかなと、そういう気がしております。

細かいところはまた次回以降、それぞれに検討していくことになると思いますので、また、ご意見あるいはご発言をいただきます。蛇足ながら補足させていただきました。

ほかにかがででしょうか。

特にご発言がなければ、そろそろ定刻になりますので、本日の議事はこの辺で終了させていただきます。

最後に、今後の予定について申し上げます。

次回の部会は、3月2日、水曜日の午後3時から5時に開催し、米国のPCAOB公開会社会計監視委員会が策定した内部統制に関する監査基準や、米国以外の諸外国の状況を踏まえ、さらにご審議いただくことを予定しております。

事務局で用意していただきました最後のところに、開催日時の第2回目以降の資料も添付されておりますので、ご予約をお入れいただきたいと思います。また、今後の部会の開催予定について、お手元に3月末までの日程をお配りしておりますが、詳細につきましては、後日、事務局からご連絡させていただきます。

それでは、これにて閉会いたします。本日はお忙しいところご参集いただきまして、ありがとうございました。

午後 5時54分 閉会